



# 司法書士会からお知らせ

H28年3月版①

発行：東京司法書士会

～東京司法書士会で行う相談会や被災者向けの情報をお届けします～



## 《相続マメ知識④》 「相続欠格事由について」

前回まで、誰が相続人となるか、そしてその持分についてご説明いたしましたが、その相続権は、以下の事情に該当しますと原則として剥奪されてしまいます。これを、相続欠格といいます。

1. 故意に(＝意図的に)、被相続人または先順位・同順位の相続予定者を死亡するに至らせ、または至らせようとしたために、刑に処せられた者。
2. 被相続人(＝亡くなった方)が、配偶者や直系血族以外の者に殺されたことを知りながら、告訴・告発しなかった者。
3. 詐欺、強迫によって(＝騙したり、おどかしたりして)被相続人の遺言、その撤回、取消し、変更を妨げた者。
4. 詐欺、強迫によって被相続人の遺言、その撤回、取消し、変更をさせた者。
5. 遺言書を偽造・変造(＝遺言書に勝手に作成したり、書き加えたりする行為)、破棄・隠匿(＝捨てたり、隠したり)した者。

※但し、相続権が剥奪されてしまうのは、当該被相続人との相続関係に限定され、今後永遠に相続権がなくなるということではありません。

## 面談による相談(予約制)

### ●東京司法書士会総合相談センター(四谷・金曜 17時～20時)

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3 (JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)

### ●三多摩総合相談センター(立川)

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)

## 電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。